各軽費老人ホーム施設長 様 (岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 古田 肇

消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームの生活費上限額の 改定について(通知)

軽費老人ホームの利用料等のうち生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)については、平成27年2月19日付け高第934号「消費税の引き上げに伴う軽費老人ホームの生活費の上限額の改定について(通知)」により当県における上限額を改定通知したところです。

このたび、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることを踏まえ、当県における上限額を別紙のとおり改定しますので通知します。

なお、軽減税率の影響を鑑み、別紙上限額の範囲内で、各施設において月額を設定して差し 支えないことを申し添えます。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係				
担当係長	槙 田	担当者	林		
電話番号	058-272-1111(内線 2601)				
FAX 番号	058-278-2639				

## 【上限額の適用時期】

令和元年10月1日以降の利用に係る分から適用する

## 【上限額の積算方法】

改定後の月額 = 改定前の月額×1.10/1.08 (円未満切り捨て)

## 【軽費老人ホーム (ケアハウス) の生活費上限額 (月額)】

地域	1人当方	こりの額	地区別冬期加算額	
70.3		- ) · / HX	(11月から3月まで)(V区)	
	【改定前】	【改定後】	【改定前】	【改定後】
	円	円	円	円
甲地	46,090	46,943	2,663	2, 712
乙地	43,703	44,512	2, 242	2, 283